

議案第10号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項に規定する定数特例を適用する。

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

議案第10号参考資料

○定数特例（議員数は、合計39人）

川口町の区域に選挙区を設けるものとし、選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとする。任期は、長岡市の議会の議員の任期（平成23年4月30日）までとする。

川口選挙区 1人

※ 定数の算出方法

区 分	平成17年国勢調査人口	定 数	備 考
長 岡 市	283,224	38	《川口町》 長岡市の定数×(川口町の人口/長岡市の人口)=0.702 → <u>1</u> 端数は四捨五入し、1未満は1とする
川 口 町	5,233	1	
合 計	288,457	39	